

# NEWS Club Subsidies

## 第63号

2025年3月19日

「中小企業省力化投資補助金（一般型）」  
の第一回公募開始！

高尾コーチング&コンサルティング

中小企業診断士

認定経営革新等支援機関

たかお のぶよし

高尾 将嘉



2025年3月15日発行

新設された経済産業省「中小企業省力化投資補助金（一般型）」の第一回公募が3月19日に始まります。

## 1. 「中小企業省力化投資補助金」とは

経済産業省の「中小企業省力化投資補助金」は、人手不足解消のために省力化製品を導入し、売上拡大や生産性向上、賃上げに向けた取組みを行う中小企業等（協業組合等の一部の組合や個人事業主などの小規模事業者を含む）を支援する補助金です。

## 2. 「一般型」と「カタログ注文型」の違い

昨年開始された「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」が、補助対象となる製品をリスト（カタログ）から選んで導入し、中小企業等が販売事業者と共同で労働生産性の年平均3%向上を目指すものだったのに対して、今回新設される「一般型」は省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイドの設備やシステムを導入し、労働生産性の年平均4%向上を目指すものです。

「カタログ注文型」は汎用の製品やシステムを短期間で導入し即効性のある省力化投資を実現するのに対して、「一般型」は個別現場の設備や事業内容に合わせたオーダーメイドの設備やシステムを導入することで汎用製品では対応できない多様なニーズに対応します。

カタログ注文型と一般型の違い		
カタログ注文型		一般型
簡易で即効性がある 省力化投資	投資内容	オーダーメイド性のある 多様な省力化投資
カタログに掲載された 省力化効果のある汎用製品	補助対象	個別現場の設備や事業内容に 合わせた設備導入・システム構築
最大1500万円	補助上限	最大1億円

このため補助上限額は、「カタログ注文型」が従業員数21名以上の場合最大1000万円（大幅な賃上げを行う場合は1500万円）なのに対して、「一般型」の補助上限額は従業員数21～50名の場合最大3000万円（大幅な賃上げを行う場合は4000万円）、従業員数が101人以上の場合は最大8000万円（同1億円）と大型の投資が可能になっています。事業実施期間も交付決定日から18か月以内（ただし採択発表日から20か月以内）と長くなっています。

【最低賃金引上げ特例】の要件を満たした場合、および小規模事業者の場合は補助率が2/3に引き上げられる点も「カタログ注文型」との大きな違いですが、補助金額が1500万円を超える部分は補助率が1/3に下がる点は注意が必要です。

「カタログ注文型」の申請は随時受付され審査結果も迅速に発表されるのに対して、「一般型」は公募回ごとに申請を受け付け、事業計画で示された省力化投資の有効性（省力化指数）の妥当性などに関して3か月程度をかけ慎重に審査される、など応募の方法も異なります。

カタログ注文型		随時申請 受付中		一般型		公募回制	
<b>補助対象となる事業</b> 中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。				<b>補助対象となる事業</b> 中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。			
カatalog注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。 カatalog注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。							
<b>補助率と補助上限額</b>							
従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合	従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円	5名以下	中小企業 <b>1/2</b> 小規模・再生 <b>2/3</b>	750万円	1,000万円
6～20名		500万円	750万円	6～20名		1,500万円	2,000万円
21名以上		1,000万円	1,500万円	21～50名		3,000万円	4,000万円
	51～100名			5,000万円		6,500万円	
			101名以上	8,000万円		1億円	
※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。							
<b>補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件</b> ※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。				<b>補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件</b> ①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 ※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。			
<b>補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件</b> 事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります ※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、補助額の減額となります。				<b>補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件</b> 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること ※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。			

### 3.基本要件

応募には、①労働生産性の向上、②給与支給総額の増加、③都道府県の最低賃金を毎年30円以上上回る事業場内最低賃金の賃上げ、などの要件を満たした3～5年の事業計画の策定が求められます。

#### ① 労働生産性の年平均4.0%以上の向上

- ・ 応募申請時と比較して年平均4.0%以上向上させる事業計画が求められます。
- ・ 労働生産性は付加価値額/労働者数で求めます。
- ・ 付加価値額とは営業利益+人件費+減価償却費で求めます。
- ・ 労働者数とは従業員数に役員の人数を加えたものです。

#### ② 給与支給総額の増加

下記の2つを満たす事業計画を策定し、少なくともいずれか一方の目標を達成する必要があります。いずれも達成できなかった場合は達成率に応じて補助金の返還が求められる点に注意が必要です。

##### (A) 地域別最低賃金を上回る1人当たり給与支給総額の増加

・ 1人当たり給与支給総額の成長率が事業実施都道府県の最低賃金の直近5年間の年平均成長率

([https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/reference\\_minimum\\_wage\\_5year\\_trend\\_ippan.pdf](https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/reference_minimum_wage_5year_trend_ippan.pdf)) を上回る事業計画が求められます。

・ 1人当たり給与支給総額の対象になるのは給与所得の課税対象となる経費であり、福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

・ 1人当たり給与支給総額の対象になるのは応募申請時から事業計画の最終年度まで継続して就業している従業員が対象になります。事業計画期間中に採用もしくは退職した従業員は対象になりません。役員は含まれません。

##### (B) 年平均2.0%以上の給与支給総額の増加

・ 応募申請時および事業計画の最終年度で就業している全従業員が対象になります。同一の従業員である必要はありません。役員も含まれます。

### ③ 事業場内最低賃金の賃上げ

事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金＋30円以上の水準とすることが必要です。

- ・ 事業計画期間中の毎年3月末時点での賃金で判定されます。
- ・ 未達の場合は補助金額を事業計画年数で除した額の返還が求められます。

### ④ その他

従業員数21名以上の場合は交付申請時まで「両立支援のひろば (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/>)」に仕事と家庭の両立支援に関する行動計画を公表することが必要です。申請は電子申請のみの受付で、GBizID (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) を事前に取得している必要があります。

**本補助事業には会社全体の事業計画や将来展望と整合性が取れた具体的な取り組みと数値目標が求められます。**信頼できる中小企業診断士や認定経営革新等支援機関（商工会・商工会議所、地域の金融機関など）に早めにご相談ください。

執筆：高尾コーチング&コンサルティング 代表 高尾将嘉  
（中小企業診断士、認定経営革新等支援機関）  
電話070-5554-0990 メール n-takao@nifty.com